

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年10月28日

さいたま市教育委員会教育長

竹居 秀子

さいたま市教育委員会教育長訓令第 2 号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成 1 3 年さいたま市教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第（第 3 条関係） 個別専決事項					別表第（第 3 条関係） 個別専決事項				
管理部					管理部				
課所名	専決事項	課長	部長	副教育長	課所名	専決事項	課長	部長	副教育長
教育総務課	1 ～ 7 〔略〕 8 地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定により、職員に休職を命じること。（ <u>副教育長及び局長相当職</u> を除く。） 9 ～ 1 6 〔略〕			○	教育総務課	1 ～ 7 〔略〕 8 地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定により、職員に休職を命じること。（ <u>課長以上の職員</u> を除く。） 9 ～ 1 6 〔略〕			○
〔略〕					〔略〕				

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 1 月 1 日から施行する。